

1 介護保険制度の創設

急増する高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして導入された「介護保険制度」。高齢化の進展によりどのような問題が生じてきたのか、介護保険制度以前の高齢者福祉制度では対応が難しかった理由等も含めて、制度が導入された背景について理解しましょう。また、介護保険制度の目的や理念など、介護保険法の条文をもとに確認しておきましょう。第22回試験、第23回試験では同法第2条の保険給付の基本的考え方が、第24回試験では同法第4条に示されている国民の努力および義務に規定されている文言等が出題されています。

1. 社会保障と社会保険の体系



プラスα

社会保障制度審議会社会保障将来像委員会の第一次報告（1993(平成5)年）によると、社会保障は、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」と定義されています。

アドバイス



社会保険には、「医療保険」「年金保険」「雇用保険」「労災保険」「介護保険」の5つがあることを覚えましょう。

アドバイス



第24回試験（問題3）で、社会保険方式の特徴について出題されました。

過去の出題

第22回再試験において、介護保険制度について問われました（問題1）。

- ・法定代理受領方式で現物給付化される保険給付がある。

→○

● 社会保障の範囲

社会保障の範囲としては、**公的扶助**、**社会福祉**、**社会保険**の3つがあり、わが国における具体的な制度としては次のものがあります。

公的扶助	生活保護
社会福祉	高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、社会手当（児童手当等）
社会保険	医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険（労災保険）、 介護保険

● 社会保障の体系

社会保障は、**保険料**を主たる財源とする**社会保険方式**と、**公費（租税）**を主たる財源とする**社会扶助方式**に分けられます。

社会保険方式	主として 保険料 を財源とし、保険料負担の見返りとして法定サービスを受給できる。医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険、 介護保険
社会扶助方式	公費（租税） を財源の中心とし、租税方式・公費負担方式と呼ばれることもある。生活保護、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など

また、給付の方法は、金銭により給付を行う**金銭給付**と、物やサービスにより給付を行う**現物給付**に分けることができます。**介護保険**の保険給付は、原則的に**現物給付**です。

し、都道府県が実施する研修を受講するなどして介護予防支援業務に関する必要な知識・能力を有する担当職員を1人以上配置しなければなりません。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ①保健師 | ④経験ある看護師 |
| ②介護支援専門員 | ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 |
| ③社会福祉士 | |

●運営基準

●内容および手続きの説明と同意

- ① 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者または家族に対し、運営規程の概要その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない
- ② 指定介護予防支援の提供の開始に際し、次の説明を行い、理解を得なければならない
 - ・介護予防サービス計画が、基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること
 - ・利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
 - ・介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること
- ③ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者が病院・診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を、病院・診療所に伝えるよう求めなければならない

基本的に居宅介護支援（145頁参照）と同様です。

●介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

介護予防支援の基本取扱方針として、介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければなりません。

また、具体的取扱方針として、介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとされています。

このほか、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準には、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう介護予防支援の提供にあたっての留意点が次のように定められています。

- ① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取り組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと

過去の出題

第22回再試験において、管理者が非常勤でもよいかが問われました（問題8）。
・管理者は、非常勤でもよい。
→×（管理者は常勤でなければならない）

アドバイス



文書の交付は、電磁的記録（電子データ）によるものでも認められています。

アドバイス



指定介護予防支援の具体的な取扱方針は、指定居宅介護支援の同方針における介護支援専門員を担当職員と読み替え、そこから細かい相違点を確認しましょう。

過去の出題

第20回試験において、身分を証する書類について問われました（問題10）。
・担当職員の身分を証する証書には、写真を貼付することが望ましい。
→○（居宅介護支援には「写真を貼付することが望ましい」という規定はない）

過去の出題

第20回試験において、介護予防支援の提供にあたっての留意点について問われました（問題11）。
・運動機能及び口腔機能の改善に特化して行う。
→×（特定の機能改善だけを指すのではなく、機能改善や環境調整等を通じて、生活の質の向上を目指す）
・地域支援事業と連続性及び一貫性を持って行う。
→○

治療においても同様です。患者は自分の病気の内容を知り、それに対してどのような治療を受けるか、受けないかを自己決定する権利を有しています。

2. 治療の選択

治療の種類には、食事療法、運動療法、薬物療法、手術療法、透析療法、放射線療法など、さまざまな方法があります。治療法は、医師からの説明をしっかりと理解して患者本人が決定する必要があります。

医師は、疾患の予後と治療内容、治療に伴う問題について、患者本人や家族に説明し、自己決定を促します。介護支援専門員は、患者自身が治療法を選択できるよう、第三者的な立場からアドバイスをすることができます。

3. 予後の理解

予後は、診断された疾患に基づき判断されます。高齢者では一つの疾患だけではなく、同時に併せもつ疾患（併存症）の種類や重症度によっても変わります。

診断された疾患とその予後の説明に基づいて、患者はどのような治療を受けるかを決定することになります。このようなインフォームドコンセントが、適切かつ十分な理解をもって行われるように、介護支援専門員も支える必要があります。

プラスα

予後とは、疾患が今後たどり得る経過のことをいいます。



基礎理解度

CHECK!!

- ☐ ☐ 1 ▶ 診察や検査は、しんしゅう侵襲が大きいものから行う。
- ☐ ☐ 2 ▶ 患者が説明を受けたうえで、同意することをインフォームドコンセントという。
- ☐ ☐ 3 ▶ 介護支援専門員は、医学的な立場から治療法について助言すべきである。

- 1 ✕ 診察や検査は、通常、患者の負担が少ないものから行うことが原則である。
- 2 ○
- 3 ✕ 介護支援専門員は、第三者的な立場から助言すべきである。